

越監第 000059 号  
平成 20 年 6 月 11 日

監査請求人 様

越前市監査委員 田中 育夫

同 内上 和博

同 片粕 正二郎

住民監査請求について(通知)

平成20年5月27日付けで、あなたから提出された地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

## 記

### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

#### (1) 請求の趣旨

ア 特定企業が電子部品の洗浄にトリクロロエチレン(以下、TCE)を使用し、その廃液を故意に事業所敷地北東隅の露天掘りの溜池に排出し、地下浸透を永年、平然と行ってきた。

平成2年に地下水汚染の調査を行政が実施し、吉野瀬川地下水流域の何ヶ所もの集落の、住民の井戸から水質基準(環境基準0.03mg/)を大幅に超える高濃度のTCEが検出された。

平成5年7月の県議会で、県は流域の汚染を認め、「当該企業を汚染源の1つと特定」し、市は流域住民に地下水の生飲用の中止のチラシを配布した。

イ 市は、地下水浄化の手法として、流域の地下水を常時揚水することにより、汚染物質を除去するため揚水ポンプを設置し、これに要する電気料の支出、又、これ等のメンテナンス等の維持、管理費用を公金で負担している。

ウ 揚水電気料の公費支出は、去年の監査請求( )において、監査委員会の「まとめ意見」があるにもかかわらず対応しておらず不作為である。

(ア) 法に基づく措置権者(県)に対し、市は特定の措置(汚染源を特定)要請を行っていない。

(イ) 「汚染源の1つと特定」した以上、当該企業に対しなにかの負担を求める協議もなされていない。

これらの理由により、行政、自治体、企業等は何等前向きな対応をせず下太田ポンプの電気料金15,285円を支出(尚、請求期日内に発生した金額は3,054,697であり、その一部)しており受入れられるものではない。損害請求、不法行為等、怠る事実に対し責任を有する越前市長に、公害関係のきめ細かい諸策を行わない不作為の行為を是正する必要な措置(県に対しては、汚染源特定の措置要請、当該企業に対しては負担のあり方を、住民に対しては今日までの改善経緯と将来の見通し等の説明を行う)を講ずることを求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

(理由)

本件住民監査請求のうち、本市が設置運転する揚水ポンプの電気代については、地下水の汚水源である特定企業に対し負担を求めるものであるが、請求人は、平成16年6月28日、本市監査委員に対し、同一の揚水ポンプの電気代(平成15年6月～同16年5月)について、同一企業に対する返還請求を求める住民監査請求を行っており、前回の住民監査請求と本件住民監査請求は、その対象が、社会経済的な行為又は事実としての同一性を有しており、かつ、請求の目的も同一であると認められる。よって、本件住民監査請求は、同一住民が同一の怠る事実を対象とするものであり、不適法である。

また、本件請求のうち県に対し汚染源を特定する要請を行うことや、当該企業に対しなにかの負担を求めるため協議を行うよう求めていること、さらに住民に対する今日までの改善経緯と将来の見通し等の説明を行うよう求めているが、地方自治法(以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)を対象とすべきものであるとされているので、これらの請求は、住民監査請求の対象となる当該行為等に該当せず本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断する。